

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道 製作責任者 ■ 田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「6か国 非核化」協議

「共同声明」実施の初期行動で合意

作業部会の位置づけを歪めるな

2月13日、中断していた第5回6か国協議が、合意文書を採択して終了した。その後の日朝作業部会の推移は、状況が楽観できるものではないことを示している。しかし、まず6か国協議が正しい方向に歩み始めたことを歓迎する。一部に、北朝鮮がすでに持っている可能性がある核兵器の放棄を盛り込んでいないと批判する議論があるが、今回の合意はあくまでも05年の9.19声明を実行するための初期段階の行動についての合意である。今後の推移を見る上で、5作業部会が設立されたことの意義と問題点に注目するべきである。すでに5作業部会の性格に関わる混乱が露呈し始めている。

前提となる経過

今後ともそうであるが、どわけ現段階の6か国協議に関連する動きは、経過の積み重ねを踏まえて冷静に追跡する必要がある。さまざまな政治的思惑が絡んで、本筋を見失ってしまう可能性があるからである。その意味で、まず今回の合意に至る経過を要約しておく。

2月13日の合意(全文2ページ、資料1)は、第5回6か国協議の第3セッション(07年2月8日~13日)の最終日に採択された。

そもそも第5回6か国協議は、第4回協議において初めて達成された共同声明(2005年9月19日。以下「9.19声明」)を実行するための具体案を話し合うために、同年11月9日に開催された。しかし、米朝の主張の隔たりどわけ米国が朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の資金洗浄を行っているとしてマカオの「バンコ・デルタ・アジア」を金融制裁対象としたことに発する対立が原因で、11月11日に中断に追い込まれた。

その後、北朝鮮はミサイル実験(06年7月5日)そして地下核実験(06年10月9日)を強行し、米国を揺さぶることを

狙った。米国は方針を転じ、金融制裁に関して北朝鮮が求める協議に応じることによって、北朝鮮を6か国協議に復帰させる道を選んだ。その結果、06年12月18日~22日、第5回協議の第2セッションが開催された。第2セッションは、並行して行われた米朝の金融協議(第1回)の進展を待たざるを得ず、成果なく再び休会した。その後、ベルリン(1月16日~18日、ヒル米國務次官補と金桂寛(キム・ゲグァン)外務副相)、北京(1月30日、第2回金融協議)と米朝間の調整が続いた後、第3セッション開催に漕ぎつけたのである。

したがって、今回の合意の評価は、あくまでも9.19声明

今号の内容

6か国協議の見方
米印核協力、国会で論戦

「宇宙ごみ」の規制

ゴルバチョフ、核廃絶対話を呼びかける

短信: 米、爆発実験を中止

【連載】被爆地の一角から(17)

なぜこの点に触れないのか 土山秀夫

6か国協議合意文書 共同声明実施のための 初期行動

2007年2月13日

第5回6か国協議第3セッションは、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2007年2月8日から13日まで開催された。

武大偉(ウー・ターウェイ)中華人民共和国外交部副部長、金桂寛(または桂冠、キム・ゲグワン)朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本外務省アジア大洋州局長、千英宇(チョン・ヨンウ)大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、アレクサンドル・ロシュコフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当國務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。

I. 参加国は、2005年9月19日の共同声明を実施するために各国が初期段階においてとる行動について、真剣かつ生産的な協議を行った。参加国は、平和的な方法によって朝鮮半島の早期の非核化を実現するという共通の目標及び意思を再確認するとともに、共同声明における誓約を真剣に履行することを改めて述べた。参加国は、「行動対行動」の原則に従い、共同声明を段階的に実施していくために、調整された措置をとることで一致した。

II. 参加国は、初期段階において、次の行動を並行してとることで一致した。

1. 朝鮮民主主義人民共和国は、再処理施設を含む寧辺(ヨンピョン)の核施設について、それらを最終的に放棄することを目的として停止及び封印し、IAEAと朝鮮民主主義人民共和国との間の合意に従いすべての必要な監視及び検証を行うために、IAEA要

員を復帰させる。

2. 朝鮮民主主義人民共和国は、共同声明に従って放棄されること、共同声明にいうすべての核計画のリスト 使用済燃料棒から抽出されたプルトニウムを含む について、他の参加国と協議する。

3. 朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、2国間の懸案問題を解決し、完全な外交関係へと移行することを目指す2国間の協議を開始する。アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始するとともに、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進める。

4. 朝鮮民主主義人民共和国と日本は、平壤宣言に従って、不幸過去の諸問題と懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化するための措置をとることを目指して、2者間の協議を開始する。

5. 参加国は、2005年9月19日の共同声明のセクション1及び3を想起し、朝鮮民主主義人民共和国に対する経済、エネルギー及び人道支援について協力することで一致した。この点に関し、参加国は、初期段階における朝鮮民主主義人民共和国に対する緊急エネルギー支援の提供について合意した。5万トンの重油に相当する緊急エネルギー支援の最初の輸送は、今後60日以内に開始される。

参加国は、上記の初期行動が今後60日以内に実施されること、及びこの目標に向かって調整された措置をとることで一致した。

III. 参加国は、初期行動を実施するため、及び、共同声明を完全に実施することを目的として、次の作業部会を設置することで一致した。

1. 朝鮮半島の非核化
2. 米朝国交正常化
3. 日朝国交正常化
4. 経済及びエネルギー協力
5. 東北アジアの平和及び安全のメカニ

ズム

作業部会は、それぞれの分野における共同声明の実施のための具体的な計画を協議し、策定する。作業部会は、6か国首席代表者会合に対し、作業の進捗につき報告を行う。原則として、ある作業部会における進展は、他の作業部会における進展に影響を及ぼしてはならない。5つの作業部会で策定された諸計画は、全体として、調整された方法で実施される。

参加国は、すべての作業部会が今後30日以内に会合を開催することで一致した。

IV. 初期行動の段階及び次の段階 それには朝鮮民主主義人民共和国によるすべての核計画についての完全な申告の提出、及び黒鉛減速炉また再処理工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を含むの期間において、朝鮮民主主義人民共和国に対して、重油5万トン相当の初期輸送を含めて重油100万トン相当を上限とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。

上記の支援の具体的な様態は、経済及びエネルギー協力のための作業部会における協議と適切な評価を通じて決定される。

V. 初期行動が実施された後、6か国は、共同声明の実施を確認し東北アジア地域における安全保障面での協力を促進するための方法及び手段を探究することを目的として、速やかに閣僚会議を開催する。

VI. 参加国は、相互信頼を高めるために積極的な措置をとることを再確認するとともに、東北アジア地域の持続的な平和と安定のための共同の努力を行う。直接の関係国は、適切な別の会合において、朝鮮半島における恒久的な平和体制について交渉する。

VII. 参加国は、作業部会からの報告を聴取し、次の段階の行動を協議するため、第6回6か国協議を2007年3月19日に開催することで一致した。

(訳:ピースデポ。外務省仮訳をベースに英語テキストに照らして改訂した。強調は訳者)

の実行という観点に照らして行うというのが基本であり、それに加えて、北朝鮮が核実験を行ったという経過を加味してどう考えるかが、問題とされるべきであろう。その意味で、9.19声明を再掲載しておきたい(3ページ、資料2)。

合意の重要性

第3セッションは従来通り北京の釣魚台迎賓館で開催された。中国からは武大偉(ウー・ターウェイ)外交部副部長、北朝鮮からは金桂寛(または桂冠)外務副相、日本からは佐々江賢一郎・アジア大洋州局長、韓国からは千英宇(チョン・ヨンウ)朝鮮半島平和交渉本部長、ロシアからはアレクサンドル・ロシュコフ・外務次官、米国からはクリストファー・ヒル國務次官補(東アジア太平洋問題担当)が、それぞれの代表団団長として会合に参加した。

諸メディアにおいては余り強調されていないが、合意のもっとも重要なポイントは、9.19声明における「誓約を真剣に履行する」ことを再確認したことである。9.19声明の根幹は次の文言にある。

「6か国は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰すること誓約した。(9.19声明)

北朝鮮の核実験という事態によって、北朝鮮の核兵器放棄の問題が大きく後退した中で、この9.19声明を再確認したことの意義を十分に認識しておきたい。

そのうえで、誓約を行動に変える初期段階について、6か国は次のことに合意した。国別に整理しておこう。

北朝鮮

- ・寧辺(ヨンピョン)の核施設を最終的に放棄することを目的として、停止し封印する。
- ・監視及び検証を行うために、IAEA要員を復帰させる。
- ・初期段階の次の段階において、すべての核計画のリストを提出する。
- ・初期段階の次の段階において、黒鉛減速炉、再処理

第4回6か国協議に関する 共同声明

2005年9月19日

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂寛朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎外務省アジア大洋州局長、宋晏淳大韓国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6か国は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6か国は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰するこ

とを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6か国は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約

束した。

3. 6か国は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多国間で推進することを約束した。中華人民共和国、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6か国は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6か国は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6か国は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6か国は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

（原文である英文テキストを参照しながら外務省仮訳に一部手を加えた。強調はピーズデボ。初出：本誌第245号）

工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を行う。

米国

・懸案事項を解決し、完全な外交関係へ向かうため米朝協議を開始する。（北朝鮮も）

・テロ支援国家指定を解除する作業を開始する。
・対敵通商法の適用を終了する作業を進める。

日本

・平壤宣言にしたがって、不幸な過去の諸問題と懸案事項を解決して、国交正常化を目指す日朝協議を開始する。（北朝鮮も）

北朝鮮以外の5か国

・初期段階の緊急エネルギー支援として、5万トンの重油相当を60日以内に開始する。

・初期段階の次の段階において、重油95万トン相当を上限とする経済、エネルギー及び人道支援を提供する。

ここで注目しておきたいのは、日朝問題に関する文言は、9.19声明とそっくり同じであり、新しい具体性はまったくないと言う点である。

日本で関心の高い拉致問題は、日朝協議のテーマの「懸案事項」に含められている。また、懸案事項は「平壤宣言にしたがって協議するとあり平壤宣言が、拉致問題をどう述べているかを冷静に知っておく必要がある。それは次の文言である。

「日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常的な関係

にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した（平壤宣言）

この表現には、北朝鮮が「解決済み」という主張を許す余地があり、とりわけ生存被害者の原状回復という差し迫った課題にとって十分とは言えない。

作業部会

2月13日の合意の一つの特徴は、6か国が5つの作業部会の設置に合意したことである。次の5作業部会である。

- 1 朝鮮半島の非核化
- 2 米朝国交正常化
- 3 日朝国交正常化
- 4 経済及びエネルギー協力
- 5 東北アジアの平和及び安全のメカニズム

この作業部会の性格を誤解してはならない。声明に述べられているように、あくまでも「初期行動を実施するため、及び、共同声明を完全に実施することを目的として設置されたものである。すなわち、たとえば「日朝国交正常化」作業部会は、それ自体を目的としているのではなくて、上記目的のために関連問題を整理する、そして可能ならばその途上で解決する、という趣旨として理解すべきものであろう。

したがって、作業部会が6か国協議全体の根幹である

「平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化」の足を引っ張るようなことがあれば、作業部会は行き詰まると考えなければならない。このような事態をさけるために、合意文は、一つの作業部会の進捗が他の作業部会の進捗に影響されないこと、作業部会の合意事項は、即全体で実施されるのではなくて調整されて実施されること、を確認している。つまりあるまでも全体に照らして作業部会が機能するよう考慮されるのである。その意味において、6か国協議を日朝国交正常化や拉致問題の解決の主要な交渉の場であるかのような誤解をしてはならない。

このことと関連して、作業部会は「朝鮮半島の非核化」に照らして切実な重要問題をすべて網羅して設置している訳ではないことを指摘しておきたい。たとえば、北朝鮮と韓国との懸案を協議する南北会談や、朝鮮戦争を終結させ停戦協定から平和協定への移行を話し合う当事国協議（主要には米国、韓国、中国、北朝鮮）などは、それぞれが別枠で協議されると想定している。

合意文書では、すべての作業部会の会合を3月13日までに開くことに合意した。しかし、期限内に開催されたのは米朝、日朝の2つの部会だけとなった。

米朝作業部会は、3月5、6日ニューヨークで開催された。6か国協議の両国の団長、ヒル氏と金桂寛氏が参加した。包括的な協議が主目的とされたようであり、会談内容に両国とも満足していると伝えられた。米国は拉致問題も十分取り上げたと報告されているが、真相は見えない。拉致問題で日朝、米朝協議の連携を強調するために、同時開催の日程を選んだとされるが、そのような解釈には疑問がある。もしそうならば、行き詰まりが見えていた日朝会談を先に持ってきて、その結果を踏まえて米朝が話し合うという風にもってくるのが普通である。むしろ、日朝会談の行き詰まりを予想して、米朝ともそれに左右されないように日程設定をしたと見るべきであろう。

日朝作業部会は、3月7、8日にハノイで開催された。日本は原口幸市・日朝国交正常化交渉担当大使、北朝鮮はソン・イルホ、宋日昊、朝日国交正常化交渉担当大使が代

表した。すでに詳しく報道されているように、拉致問題の扱いを巡る入り口で難航し、合計3～4時間の会談で次回会合を設定することもできないまま決裂した。

拉致問題に関しては、日本政府は、被害者の現状把握と救済を最優先とする取り組みをすべきである。その観点からすると安倍内閣のやり方には疑問が残る。それを「金正日体制のレジーム・チェンジに利用しよう」というような勢力があるとすれば、それは許されないことである。

残る3つの分科会については、3月19日に開催すると合意されている次回6か国協議の直前に、もしくは並行して、開催する案がある。

第5作業部会に東北アジア非核兵器地帯を

東北アジア地域の緊張緩和に資する方向に6か国協議が着実に進むことは、拉致問題を含む日朝正常化にとってプラスになることである。その意味で、6か国協議が北朝鮮の核兵器問題を入り口にして、地域全体の「平和及び安全のメカニズム」を協議する作業部会を設置するまでになったことを評価し、その流れを強めるよう日本政府は努力すべきであろう。

日本政府が、そのような大局的な地域平和への意欲を示すことができる有力な方法の一つは、東北アジア非核兵器地帯を提案することである。この提案は、これまでの6か国協議の積み重ねの延長に無理なく位置づけることができる。そのことによって、日本政府のビジョンが、北朝鮮を含む協議参加国に伝わり、諸問題の前進へ好ましい影響を生むと信じる。たとえば、IAEA（国際原子力機関）が再び関与を開始する「非核化の検証」について、米国は自国手段による検証を追加することを主張すると思われるが、このような議論を、地域全体の緊張緩和へと導くためには、北朝鮮の非核化だけではなくて東北アジア非核兵器地帯というビジョンをもって論じることが極めて有効である。

日本の政治家がこの機会を生かすことを願って止まない。（梅林宏道）

米「ディバイン・ストレイク」実験中止に

2月22日、米国防総省の国防脅威削減局（DTRA）は、ネバダ核実験場で実施が計画されていた「ディバイン・ストレイク」実験¹の中止を発表した。DTRAのテネリア局長は、「このような大規模な形態の実験を必要としない代替手段に目を向ける時であるとの確信に至った」と述べた²。

当初06年6月2日に予定されていた実験を、数度にわたって延期させ、ついには中止へと追い込んだのは、地元ユタ、ネバダ両州の住民、地方・連邦議員、自治体による反対世論の広がりであった。先住民居住区の住民と「風下の人々」が起こした訴訟では、ネバダ州連邦地裁が政府に対し実験の一時中止を命じた³。米エネルギー省（DOE）による環境アセスメント（EA）案には、1万もの意見書が提出され、その大部分が反対であった⁴。ユタ州も意見書を提出し、「実験を行う必要性について十分な理由を提示しておらず、実験の結果および影響に

についても調査と分析を十分に行っていない」と実験の中止を求めた⁵。また、DTRAは8月に、「別の場所での実験」の可能性に言及したが⁶、名指しされたインディアナ、ニューメキシコ両州でも強い反発を招いた。

今回の中止決定は紛れもない朗報である。しかし、地元の懸念が完全に払拭されたわけではない。DTRAは、「この実験が提供していたはずの重要データを得るために、代替策としての科学的手段の開発に取り組んでいく」とし、「はるかに小さな規模」で実験を行うと述べている⁷。今後動向を注視しなければならない。（氷熊克哉、中村桂子）

注

1 700トンの化学爆発物を爆発させて、「低威力核兵器の陸地衝撃」効果をシミュレートする実験。本誌第256号に詳述。

2 www.dtra.mil.newservices/press_releases/display.cfm?pr=divine_strike_cancelled

3 shundahai.org/DivineStrike_TR0_Motion_April_18.pdf

4 『ソルトレイク・トリビューン』、07年3月6日。

5 www.deq.utah.Comments_on_Divine_Strike_EA_020707.pdf

6 『ラスベガス・レビュー・ジャーナル』、06年8月2日。

7 2と同じ。

危うい日本政府の立場 インド核兵器、凍結から廃棄への道を描け

本誌では米印核協力は不拡散体制の根幹を揺るがすものとして批判してきた¹。この問題について、日本国内での議論はこれまで低調であった。しかし、2月13日の衆議院予算委員会で、この問題をめぐる第一歩の論戦が行われた。

核廃絶の原則からの反対論

まず質問に立った岡田克也議員(民主党)は、「アメリカが核燃料を一定の民間の原子力発電に供給することで、インド自身が自家生産する核燃料、それを核兵器の生産に充てることができる。」「今までの5つの国が核を持ってきた時代から、インドを含めた大きな6つの核大国が出てくる、そういう瀬戸際に今ある」という認識を示した。それに対して安倍晋三首相は、「NPTに加入していないインドへの原子力協力については、国際的な核軍縮、不拡散体制への影響等を注意深く検討する必要がある」と答弁するだけで、米印原子力協力について態度を明らかにしなかった。

他方で、岡田議員からインドの「戦略的重要性」の意味合いについて尋ねられた安倍首相は、「(インドと日本は)自由や民主主義、基本的な人権、法律の支配といった価値を共有している。」「インドは極めて親日的な国。」「今後インドはさらに発展をしていく国」などと述べている。また、その後質問をした阿部知子議員(社民党)に対しては、「核の不拡散に北朝鮮やイランと違って明確にインドはコミットしている」と答えている。インドとの戦略的關係、とくに経済協力の発展性を強調する政府の論調は、麻生外務大臣の外交演説にも現れており、政府は米印原子力協力容認へと傾いていると警戒しなければならない。

岡田議員にしても、阿部議員にしても、また、1月30日に衆議院本会議で政府の立場を質した辻元清美議員(社民党)にしても、核廃絶の原則、核のない世界を目指す立場から、米印核協力を反対するよう日本政府に要求している。4月に南アフリカで行われる核供給国グループ(NSG)年次総会を前にして、このような主張が日本国内で現れてきたことを歓迎したい。しかし、NSGでの日本がとるべき対応について、より具体的な論争を起こす必要がある。

資料 国連安保理決議1172(抜粋)
1998年6月6日採択

安全保障理事会は、(略)
インド及びパキスタンによって実行された核実験が、核不拡散の世界的体制を強化することを目的とした国際努力に対する挑戦であることに重大な懸念を表明し、さらに、[南アジア]地域の平和と安定への危険に対して重大な懸念を表明し、
南アジアにおける核軍拡競争のもたらす危険に深い懸念を表明し、そのような競争を防止することを決意し、
核不拡散と核軍縮に向けた世界的な努力のために核不拡散条約及び包括的核実験禁止条約が果たす不可欠な重要性を再確認し、
核不拡散条約加盟国による1995年の再検討・延長会議で採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」、および同会議の成功を想起し、
核不拡散条約の全ての条項を完全実施し実効的に適用するために決意を持って努力し続ける必要があることを確認し、同条約第6条における核軍縮に関連した義務を5つの核保有国が満たす決意を持つことを歓迎し、
安全保障理事会が国際の平和と安全の

維持のために果たす国連憲章下の主要な責任について留意し、
以下を決議する。

1. インドによる1998年5月11日及び13日の核実験、パキスタンによる1998年5月28日及び30日の核実験を非難する。
2. (略)
3. インドとパキスタンに対して、さらなる核実験を行うことを憤むよう要求する。また、その文脈において、全ての加盟国に対して、包括的核実験禁止条約の諸条項に従っていかなる核兵器爆発実験あるいはその他の核爆発も行わないよう呼びかける。
4. ~6 (略)
7. インドとパキスタンに対して、その核兵器開発計画を即時停止すること、核兵器の兵器化や配備を憤むこと、核兵器を運搬できる弾道ミサイルの開発および核兵器用核分裂性物質のさらなる生産をやめること、大量破壊兵器あるいはそれらを運搬可能なミサイルに寄与する可能性のある機器、物資、技術を輸出しないという両国の政策を確認すること、その点に関して適切な誓約を行うことを要求する。
8. 全ての加盟国に対して、インドあるいはパキスタンにおける核兵器計画あるいは核兵器を運搬できる弾道ミサイル

計画をいかなる方法においても支援しうるような機器、物資、技術の輸出を防止するよう奨励する。

9. 10 (略)
 11. 核兵器の国際的不拡散体制を維持し強化すべきという強い確信を表明し、核不拡散条約に従って、インドとパキスタンは核兵器国としての地位を持ち得ないことを想起する。
 12. (略)
 13. インドとパキスタン、及び未だにそうしていない全ての国家に対して、速やかにかつ無条件に核不拡散条約及び包括的核実験禁止条約に加盟国するよう要求する。
 14. インドとパキスタンに対して、前向きな精神をもって、また合意された任務に基づいて、核兵器あるいはその他の核爆発装置に用いる核分裂性物質の生産を禁止する条約に関するジュネーブ軍縮会議の交渉に、早期に合意に達する見通しを持って参加するよう要求する。
 15. (略)
 16. この決議を確実に実行するための最善の方法をさらに検討する用意があることを表明する。
 17. (略)
- (訳:ピースデポ)

安保理決議1172

米印核協力を考える際に、あらためて見直しておきたい文書がある。それは、インドとパキスタンが98年5月に核実験を行った直後の6月6日に出席した国連安保理決議1172(印パ核実験非難決議)である(5ページ資料参照)。

決議が、核廃絶の原則的な立場の表明に加えて、世界を核廃絶に導くための実際的、中間的な措置として、インド・パキスタン両国に対して、核分裂性物質の生産中止(主文7)と同物質の生産禁止(カットオフ)条約の交渉への参加(主文14)を求めていることに注目したい。米印がインドとの間で築こうとしている原子力協力は、インド・パキスタンが核実験をしたときに国際社会が合意して採択した立場と真っ向から対立していることがわかる。

国際社会、とりわけNSG総会は、安保理決議1172を想起して米印原子力協力に対処すべきであろう。

より具体的には、第一歩の措置として、インドに対して兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを要求すべきであろう。すでに、米、露、英、仏の4か国は核分裂性物質の生産を停止し、中国も同様にモラトリアムを守っているものと考えられている。問題は、インドやパキスタン、イスラエルなど、5核兵器国以外の国々が核分裂性物質の生産を続けているということである。したがって、インドには、最低限、同じようにモラトリアムを実行させる必要がある。

兵器用核分裂性物質の生産中止を

2月初頭に日本を訪問したパキスタン出身の核物理学者ジャー・ミヤーン氏(米プリンストン大学)は、印パの平和活動家が米印協力に関して意見を記した書簡を日本の首相と外務大臣に提出した。そこでは、「最低でも、インド及びパキスタンは、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)が締結され発効するまでの間の措置として、核兵器用の核分

裂性物質の生産を中断するよう義務づけられるべき」と述べられている²。また、米軍備管理協会のダリル・キンボール会長も、米印の民生原子力取引がインドの核開発に寄与したり南アジアの軍拡競争を加速したりしないようにするには、インドが今後は核分裂性物質の生産をやめる、あるいは、検証可能なカットオフ条約に加盟しなくてはならない、と論じている³。

しかし本誌257・8号(06年6月15日)で論じたように、米印合意においては、今後の兵器用核分裂性物質の生産停止すらインドの義務とはされていない。これは、米国自身が昨年5月に発表したFMCT草案からも後退した立場である。草案は、既存の備蓄こそ条約の対象に含めていないものの、当然にも将来の兵器用核分裂性物質の生産を禁止することを目的としている⁴。

また、昨年12月に米議会で成立した「米印平和的原子力協力法」の審議過程においては、インドの核分裂性物質を規制するための修正条項はことごとく否決されてしまった。

カットオフの重要性は、現下の情勢においてますます高まっている。私たちは、核廃絶の立場を原則としつつも、米印核協力推進派に対して、最低限満たされるべき条件としてインドのカットオフを要求すべきだろう。日本の国会や政府にも、米印協力に反対するための具体的な方法論の議論が求められる。(山口響)

注

1 『核兵器・核実験モニター』256号(06年5月15日)で日本の論調について紹介した。米印協力そのものについては、257・8号、259号、261号、264号を参照。

2 『核情報』のサイトに原文および日本語訳。<http://kakujo.net/blog/archives/000068.html>

3 http://www.armscontrol.org/pdf/20061219_FMCT.pdf

4 『核兵器・核実験モニター』259号(06年7月1日)。

人工衛星破壊に制約

国連小委員会、「宇宙ごみ」軽減ガイドラインを採択

ガイドラインと衛星攻撃兵器

2月21日、ウィーンで開催中の国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS、日本、米国、ロシア、中国など67か国が参加)の科学技術小委員会は、宇宙ごみ(スペースデブリ)の低減策に関するガイドラインを全会一致で採択した。1月12日に衛星破壊実験を行い、大量のデブリを発生させたことで国際的な非難を浴びている中国も賛成した。ガイ

ドラインは、6月開催の本委員会を経て、今秋の国連総会での採択を目指すこととなる。

今回採択されたガイドラインの柱は次の7項目である¹。

1. 正常運転の期間におけるデブリの発生量を制限する。
2. 運転段階における破砕の可能性を最小限に抑える。
3. 軌道上での不慮の衝突の可能性を制限する。
4. 意図的な破壊及びその他の有害な活動を避ける。

5. 貯蔵動力源によって引き起こされる任務終了後の破砕の可能性を最小限に抑える。

6. 任務終了後に、宇宙船及び発射体軌道ステージが低高度地球軌道(LEO)区域に長期滞在することを制限する。

7. 任務終了後に、宇宙船及び発射体軌道ステージが静止地球軌道(GEO)区域を長期に干渉することを制限する。

上記の項目から見て取れるように、ガイドラインの主旨は、あくまでスペースデブリ低減であり、衛星攻撃兵器(ASAT)の禁止を直接的に謳ったものではない。しかし、第4項目に「意図的な破壊及びその他の有害な活動を避ける」が盛り込まれていることで、人工衛星への破壊行為に対して初めて一定の制限が設けられたこととなった。

この第4項目も、もともと軍事的な破壊を想定しておらず、不用になった宇宙飛行体の地上落下を避けるために破砕するなどの手段を想定して設けられたものである。したがって、付属説明として、「意図的な破壊が必要不可欠なときは、破片の軌道上での残留時間を短くするために、十分に低い高度でそれを実施すべき」と記載しているように、「禁止ガイドライン」の精神を持つものではないことに注意を喚起しておきたい。

宇宙兵器禁止を意図した条約が必要な所以である。

国際的な取り組み

中国のASAT実験によってこの問題に注目が集まったのは事実であるが、スペースデブリ低減への取り組みは、長年にわたって国際社会が行ってきたものである。

日本の宇宙航空研究開発機構(JAXA)、米国の航空宇宙局(NASA)などの多くの機関が、それぞれの国毎にガイドライン、提案、行動規範などを発行している。しかし、国によってそれらの適用範囲に差がありまた、多国籍企業による商業用衛星などに対応しなければならない状況から、デブリ低減に向けた国際ガイドラインの必要性が認識されていた²。

ガイドラインの策定に向け、国連とともに取り組んだのが、93年に設立された国際フォーラム「機関間デブリ調整国際委員会(IADC)」である。構成するのは、日本、米国、英国、フランス、ロシア、中国、ドイツ、インド、イタリア、ウクライナの宇宙機関及び欧州宇宙機関(ESA)の11機関の代表者である。2002年、IADCは、COPUOSからの依頼を受けてスペースデブリ低減のガイドラインを作成した³。03年、このガイドラインは、最終的には国連総会で採択されることを目標に、科学技術小委員会に提出された。これを受けて、小委員会内に設置された「スペースデブリ・ワーキンググループ」は、IADCガイドラインを技術的基盤としたガイドライン案の検討を開始した。06年の第43セッションにおいて、同ワーキンググループはガイドライン案テキストに合意し、今回の第44セッションでの採択へと進んでいったのである。

中国のデブリ対策

新「宇宙条約」のPAROS(大気圏外における軍備競争

の防止)の推進者である中国は、スペースデブリ問題に対しても熱心な取り組みが評価されてきた国である。上述のIADCには、中国国家宇宙局(CNSA)が参加し、ガイドライン策定にも積極的な協力を行ってきた。IADCのCNSA紹介ページには、次のように書かれている。

「スペースデブリ発生の厳格な管理や、低高度地球軌道の発射体に対する一連の低減措置の実施を通じて、CNSAはスペースデブリ低減に対し、常に多大な関心を払い続けてきた。…CNSAは、とりわけ先進的なスペースデブリ防護及び低減にかかる協力において、他のIADC参加機関との交流を強めていくことを希望する。それは、宇宙環境を守るためであり、すなわち、人間性に深く関わる問題であるからだ⁴。

また、06年10月に発表された宇宙白書のなかにも、この問題に対する中国の姿勢が次の通り明記されている。

「中国はIADCの諸活動に積極的に参加し、『スペースデブリ行動計画』をスタートさせ、スペースデブリ研究の分野において、国際交流と協力を強化させている⁵。

今年4月、中国はホスト国として、北京で第25回IADC総会を受け入れ、スペースデブリ低減をテーマに議論を行う計画である⁶。

宇宙兵器禁止条約が必要

小委員会ガイドラインは、IADCガイドラインの技術コンテントや文言の定義を基に作成されたもので、柱となる7項目も基本的には同じである。しかし、細かい技術的な説明は省かれ、一般的な勧告としての意味合いが強い。さらに、2つのガイドラインは、ともにあくまで各国の自主的な行動を要請するものであり、いかなる法的拘束力も持たないが、小委員会ガイドラインはその点をいっそう強調している。例えば「適用」の項目において、ガイドラインが参加国及び国際機関の「自主的措置」であり、「国際法の下で法的拘束力を持たない」ことが繰り返され、さらに、「個々のガイドライン項目あるいは原則の実施にあたっては、例外もありうる」と認識されているとの一文が加えられている⁷。

ASATを取り締まる法が存在しない現状において、小委員会でのガイドライン採択は、各国の信頼醸成へとつながる国際規範作りの一歩であるといえよう。しかし、これまで記述した経過で明らかのように、宇宙の兵器化を意識し、その禁止を目的とした国際条約について正面から議論することが、いま求められている。(中村桂子)

注

1 在ウィーン日本政府代表部から得た、今年の小委員会報告書の内容によれば、7項目は06年合意の原案通りである。原案のURLは、www.unoosa.org/pdf/limited/c1/AC105_C1_L284E.pdf

2 www.cdi.org/friendlyversion/printversion.cfm?documentID=2164

3 www.iadc-online.org/index.cgi?item=docs_pub

4 www.iadc-online.org/members/about_cnsa.shtml

5 www.cnsa.gov.cn/n615709/n620681/n771967/79970.html

6 www.cnsa.gov.cn/n615709/n772514/n772546/93734.html 7と同じ。

キッシンジャー氏らの 核廃絶提言を支持する

本誌273号で「核兵器のない世界を」と題するキッシンジャー、ペリーらの訴え(米紙「ウォールストリート・ジャーナル」1月4日)を紹介した。訴えに呼応して、同紙1月31日にゴルバチョフ氏(1985～1991のソ連指導者)の投稿「核の脅威」があったので抜粋して紹介する。

「核の脅威」 1月31日、ミハエル・ゴルバチョフ

1月4日付の本紙に、「核兵器のない世界を」と題された論文が4名の影響力の強いアメリカ人からなる超党派グループの連名で発表された。4氏とは、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー、ヘンリー・キッシンジャー、サム・ナンである。彼らはユートピア思想の持ち主ではなく、過去の政権において特別な政策立案過程を経験をした人々である。同論文は、核兵器廃絶の必要性という世界にとって極めて重要な問題を取り上げている。核兵器を現実的に削減するという最初の複数の条約の署名者として、私は、彼らの緊急の行動提起を支持するのが自らの義務と考える。(略)

米ソ軍備交渉の画期的な成果は、中・短距離ミサイル廃絶の合意とそれに続く戦略攻撃ミサイルの50%削減の合意であった。もし、交渉の気運とペースがその後も維持されたならば、より多くの保有核兵器が世界から消えたことだろう。だが、それは叶わず、新しく、より民主的な世界秩序への望みは実現されなかった。実際、われわれが目撃したのは、冷戦の終結によって切り開かれた機会をとらえることができない、政治的リーダーシップの破綻であった。この無残な破綻のせいで、核兵器と核拡散は持続的でかつ肥大の一途をたどる脅威を人類に与えつづけた。

対弾道ミサイル制限条約(ABM条約)は破棄され、核兵器削減について効果的な検証と不可逆性は骨抜きにされ、核兵器実験の包括的停止を未だ批准していない核兵器保有国がある。核兵器の最終的な撤廃という目標は実質的に忘れ去られた。さらに、大国(まず米国。それにある程度までロシア)の軍事ドクトリンは、核兵器を第一使用、それどころか先制攻撃の手段としてさえ用いることが受容されると強調している。こうしたことはすべて、核不拡散条約(NPT)の下で核保有国が行った誓約への甚だしい違反である。NPT第5条(ママ)は明確で曖昧さはない。すなわち、核兵器製造能力のある国はその可能性を放棄し、引き換えに核兵器国は核軍備を削減し最終的に廃棄する約束をしたのである。この相互性が守られないと、条約の全体構造が崩壊する。

NPTには相当な重圧がすでにかけている。核兵器保有国としてのインドとパキスタンの出現、北朝鮮の核計画、イラン問題は、現状を克服しない限りわれわれが直面しなくてはならないよりいっそう危険な問題の予兆に過ぎない。新たな脅威、つまり核兵器がテロリストの手に渡ってしまうことは国際的な協調力と専門的な技術にたいする

挑戦である。だが考え違いをしてはならない。最終的には、この問題が解決できるのは核兵器廃絶を通じてのみなのだ。核兵器が存在し続ける限り、われわれは危険と隣り合わせである。この危険は、有名な言葉を借りれば、「早晩火を噴く壁にかかった銃」のようなものだ。(略)

我々は、核兵器廃絶の目標を遠い将来ではなく目の前の議題に引き戻さなくてはならない。その目標は、道徳上の義務(倫理的理由による核兵器の撤廃)と安全保障上の義務とを結ぶものである。核兵器は安全を保障する手段ではもはやないことがますます明白になりつつある。それどころか、核兵器は年を重ねるごとに我々の安全保障を不安定にしている。(略)

米国が率先してこの問題について重要な役割を果たすべきだという1月4日付の本紙記事に賛同する一方で、私が思うのは、ロシアとヨーロッパのリーダーによる大きな努力、そしてすべての核兵器保有国の責任ある立場と全面的な関与の必要性だ。

私は、核兵器廃絶に関するあらゆる領域の問題をカバーするために、保有国と非保有国の両方が参加するNPTの枠組みにおける対話を開始することを呼びかける。目標は核兵器のない世界に前進するため共通の考えを発展させることだ。

成功の鍵は義務と行動の相互性にある。核保有国は、核兵器を削減し最後には廃絶することを公式に改めて誓約するべきである。その真剣な意図を示す証として、核保有国は次の2つの段階を滞りなく踏まなくてはならない。包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准すること、そして軍事ドクトリンを変更して、冷戦下の核の警戒態勢を解除することである。同時に、原子力計画を持つ国家は、その計画から軍事利用が可能なあらゆる要素を排除することを約束することになる。

対話への参加国は、その進展と成果を国連安全保障理事会に報告し、理事会にはこの過程を調整するという重要な役割が与えられなくてはならない。

過去15年以上、核兵器廃絶という目標が軽視され続けてきたため、真の政治的打開は行われなかったし、目標達成のための真剣な知的努力も行われなかった。その目標は今のリーダーに与えられた課題であり行動に向けた円熟と能力を計る失敗の許されない試金石である。リーダーたちがこの課題を達成するのを助けるのが我々の義務である。

(訳:津野芳行、ピースデポ)

なぜこの点に触れないのか

拉致というのは卑劣な行為である。ましてやそれが国家ぐるみで行われることなど論外だ。その意味で北朝鮮による日本人の拉致は絶対に許されないし、拉致被害者の一刻も早い帰還を求めるのは国家として当然である。

ただ問題なのはその求め方にある。安倍内閣は北朝鮮に対して「対話と圧力」をもって臨むとしてきた。しかし実際は圧力の行使のみが目立つ。北朝鮮の核実験に際して、国連安保理の経済制裁に加え、政府独自の経済制裁も科した。また先の六カ国協議で北朝鮮の核問題に関する合意文書が採択されたとき、日本は拉致問題で進展がなければエネルギー支援はしない、との方針を押し通した。

新聞の世論調査による安倍内閣の支持率が急落する中で、こうした拉致政策には世論も高い支持を与えている。国民感情としては無理からぬことといえよう。だがそうした感情論が拉致問題を片付かせるほど単純な種類のものであろうか。ここはもういちど原点に立ち戻り、冷静に本質を判断することが求められていると思う。まず何より確認しておくべき点は、現在も彼の地に在る拉致被害者全員を、「一刻も早く」無事に帰国させるという自明の理である。ところがややもすると国家の面子や国民感情の成り行きによって、本来の目的が結果として隅っこに押しやられがちになっているのはどうしたことか。

例えば日本と北朝鮮とのこじれた関係を振り返ってみよう。但しここでは、あくまで拉致問題のみに焦点をしばつてのことにする。発端は第二次小泉訪朝に際して、蓮池薫、祐木子さん夫妻ら5名を連れ帰ったことにある。このとき北朝鮮との間で5名は一時帰国であって、所用が済めば北朝鮮に戻るという約束が交わされていた。ところが当時の安倍副官房長官の強い反対があって、結局、5名は戻らないことになった。北朝鮮側は日本の背信行為としてこの件を非難した。しかしもっと決定的な対立

をもたらしたのは、拉致被害者横田めぐみさんの遺骨として北朝鮮から渡された骨を、日本側が別人、つまり偽の骨と断定したことだった。

北朝鮮は遺骨が高温で焼かれていたとしてDNA鑑定に疑義を唱え、遺骨の返還と場合によっては第三国による鑑定に委ねることを提案した。日本側はその要求を拒否した。ただ別人と断定した日本の鑑定結果について、英科学誌ネイチャーなど欧米メディアからは疑問視する報道がなされた。05年2月3日号のネイチャー誌によれば、鑑定を行った吉井富夫(東京大講師、現警視庁科学捜査研究所法医科長)は同誌の取材に対し、鑑定結果は決定的なものではなく、サンプルが汚染されていた可能性を認め、骨を扱った誰かの汗や脂がしみ込んでいれば、どうやってもそれを取り除くことは不可能だと述べている。これに対して警察庁は吉井氏の答えは一般論を述べたのであって、骨片本体から検出されたのは別人のものだったと強く反論した。以後、吉井氏に対する外部からの取材はいっさい受け付けていないという。

この件が契機となって、北朝鮮は拉致問題がすでに解決済みとして取り合おうとはしなくなった。つまり拉致被害者の帰還は、こうした入り口論で完全に行き詰まり、その間に日時は刻々と過ぎ去っていつている。北朝鮮にすれば懸案の米国との直接交渉が打開されつつあることから、拉致交渉は先延ばししたいのが本心であろう。焦らずにおられないのは日本のはずである。その点で疑問に感じるのは、DNA鑑定にそれほどの自信があるのなら、なぜ日本側が直接、第三国に再鑑定させることで事態の打開を計ろうとはしないのか。自負心にこだわったり、「圧力」のみに執着する余り、結果として一刻も早い帰還を切望している拉致被害者を絶望に追いやるのは、国家として許されることではあるまい。



特別連載エッセー 17

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2007 2 6 ~ 3 5

作成:中村桂子、林公則

ASEAN = 東南アジア諸国連合 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構

2月8日 第5回6か国協議、北京の釣魚台迎賓館で開幕。13日、合意文書を採択して終了。(本号参照)

2月8日 原子力空母の是非を問う住民投票条例案、横須賀市議会で否決。

2月9日 米軍再編特措法案が閣議決定。

2月15日 池子住宅の横浜市域への追加建設をめぐる、逗子市が求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は訴えを棄却。

2月16日 アーミーテージ元国務副長官ら米国の超党派の外交・安全保障専門家、2020年までの対日戦略に関する報告を発表。

2月16日 政府、安保理制裁決議に基づく措置として、イランの核・ミサイル開発に関与したとされる10団体12個人の資産凍結等を了解。

2月21日 国連宇宙空間平和利用委員会の科学技術小委員会、宇宙空間での人工衛星破壊を制約するガイドラインを採択。(本号参照)

2月21日 ニューデリーで印バ外相会談。偶発的な核兵器使用を防止するための協定に調印。

2月21日 インド、イランに対する核開発関連の物品・技術の輸出をすべて禁止したと発表。

2月22日 IAEA、イランによるウラン濃縮活動の継続を指摘する報告書を国連安保理に提出。

2月23日 電気事業連合会、07年度の六ヶ所再処理工場の抽出プルトニウムを約2.2トン、07年度末の合計保管量を約2.9トンと発表。

2月22日 クラスタ爆弾に関する国際会議、オスロで開幕。23日、「オスロ宣言」を採択。

2月23日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイル「シャヒーン2」の発射実験に成功と発表。

2月23日 米韓国防相、2012年4月に朝鮮半島の戦時作戦統制権を韓国に移譲し、韓米連合軍司令部を解体することを発表。

2月23日 エルバラダイIAEA事務局長、北朝鮮から訪朝要請があったことを明らかに。

2月24日 宇宙航空研究開発機構、政府の情報収集衛星を搭載したH2Aロケット12号機の打ち上げに成功。

2月24日 米海軍原子力空母ロナルド・レーガン、佐世保港に寄港。28日出港。

2月25日 イラン国営テレビ、同国が初の宇宙ロケットの打ち上げに成功したと報道。

2月26日 イラン核問題で、安保理常任理事国

5か国とドイツの高官会合がロンドンで開催。

2月27日 マコネル米国家情報長官、上院軍事委員会の公聴会で、イランが2015年までに核兵器を製造する可能性があるとの見通しを述べる。

2月27日 韓国と北朝鮮による南北閣僚級会談、平壤で開催(～3月2日)。

3月5日 6か国協議の合意で設置が決まった米朝国交正常化の第1回作業部会、NYで開幕(～6日)。

沖縄

2月8日 返還跡地であるキャンプ桑江北側地区から銃弾508発を新たに発見。

2月9日 米軍再編特措法案の再編交付金を名護市には交付できないと防衛省首脳が発言。

2月13日 名護市キャンプ・シュワブ訓練水域で米海兵隊がパラシュート降下訓練を実施。

2月13日 宜野座村松田区湯原の国道329号沿いで米海兵隊員数人が公道に銃口を向けている姿を確認。

2月14日 塗料弾問題で県議会が抗議決議。

2月14日 金武町の基地外の駐車場へ米軍ヘリ機が不時着。

2月17日 米空軍最新鋭ステルス戦闘機F-22が嘉手納基地に到着。

2月21日 米軍北部訓練場返還に伴うヘリパッド移設で環境影響評価図書の見直しを開始。

2月21日 F22の嘉手納基地への配備完了。

2月22日 県議会で、普天間飛行場の県外移転が困難との見解を仲井真知事が初めて明言。

2月23日 福地ダムで塗料弾など3768発を新

たに発見。

2月25日付 日米両政府の合意に基づく防衛省作成の普天間代替飛行場施設設計画図が24日までに判明。

2月26日 F22の即時撤去を求める抗議決議と意見書両案を嘉手納町議会が全会一致で可決。

2月26日 瀬名波通信所跡地で油と基準値を超える鉛を検出。

2月27日 福地ダム等で発見された塗料弾等が米軍の所有物であることが判明。

3月5日 嘉手納基地所属のF15の一部訓練移転を開始。

今号の略語

ASAT = 衛星攻撃兵器

COPUOS = 国連宇宙空間平和利用委員会

CTBT = 包括的核実験禁止条約

DOE = 米エネルギー省

DTRA = 国防脅威削減局

FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約

GEO = 静止地球軌道

IADC = 機関間デブリ調整国際委員会

IAEA = 国際原子力機関

LEO = 低高度地球軌道

NPT = 核不拡散条約

NSG = 核供給国グループ

ピースデポに届いた読者の声を紹介します。

273号のクオン・ヒョクテ聖公会大学教授の記事は、日本人がお題名のように唱える「唯一の被爆国」という言葉に対するアジアの視点を再認識させるものでした。日本の侵略行為を正当化するような発言をする政治家が、その帰結であるはずの原爆投下に抗議しないこと、またその矛盾が指摘されないことに、私はいつも苛立ちを覚えてきました。広島・長崎は、その悲惨な体験を憎悪ではなく、核廃絶の願いに変えたと言われますが、日本が歴史を直視し、過去を清算しないかぎり、またどの国の核にも反対できるようにならないかぎり、この願いが世界に届くことはないように思われます。

(鶴飼礼子さん、大阪市在住)

Pace is patriotic.

平和こそ 愛国の道

Earth is only planet for life.

生命に満ちた唯一の惑星が地球

ABC weapons must be annihilated.

廃絶すべきは 原子・生物・化学兵器

Change is possible indeed.

変革は可能なのだ

End the misery of war forever.

戦争の悲惨を終わらせよう

Disarmament should be urgent.

軍縮こそは 緊急の課題

Earth and every person is born equal.

人はみな 生まれながらに平等

Prayer is not enough, Action is needed.

祈るだけでよいか 行動すべきなのだ

Omnipotent is people's power.

人民の力の無限を信じよう

Think globally, Act locally.

世界のことを考え いま居るところで行動しよう

(須田稔さん、宇治市在住)

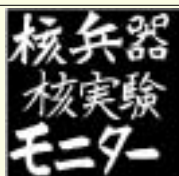
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 山口響(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 横山美奈、津野芳行、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、梅林宏道